

旧 亀 山 城 多 聞 櫓 修 理 工 事

工事概要書および特記仕様書

工 事 概 要 書

1. 工事名称 旧亀山城多聞櫓修理工事
2. 工事場所 亀山市本丸町
3. 工 期 契約日 より 平成24年3月12日 まで
4. 構造規模 木造 平屋建 入母屋造 現状：棧瓦葺 復原：本瓦葺
118.32㎡
5. 工事内容 半解体修理
軸部修理・不陸直し・屋根瓦葺直し・外壁漆喰修理・建具新補・古色塗
消火設備・電灯コンセント設備・自動火災報知設備
6. 工事種目
 - 1) 仮設工事 足代 墨出 素屋根 屋根養生
外部足場 垂直養生 内部足場 仕上養生
清掃片付 焼印製作
 - 2) 解体工事 屋根瓦下ろし 屋根下地解体 化粧軒部分解体
小屋組部分解体
土壁部分解体 外壁波下見板張外し
化粧軒・外壁仕上落とし 内壁漆喰落とし
一部天井解体 床・床組解体 建具外し
 - 3) 木 工事 軸部修理(土台取替 柱根継) 不陸直し・建起し
小屋組修理 屋根下地修理
棹縁天井張・床板張 復原修理
建具廻り内法材修理
 - 4) 屋根工事 本瓦葺直し
 - 5) 鋳金工事 谷樋
 - 6) 左官工事 土壁一部大壁付直し、妻飾・化粧軒・内外壁漆喰塗直し
漆喰彫刻(定紋)修理 三和土修理
 - 7) 建具工事 新補
 - 8) 塗装工事 取替部材古色塗
 - 9) その他工事 建物周囲川砂利敷
 - 10) 給排水 散水栓・消火栓設置
設備工事
 - 11) 電気設備工事 電灯コンセント設備
 - 12) 自動火災報知 自動火災報知設備整備
設備工事

特記仕様書

第1章 総則

1. 総則

本工事は、三重県指定史跡である建築物の修理工事であるので、文化財保存の意義、および、その手法を十分理解し、工事に際しては細心の注意をはらい施工する。

この仕様書は概要を示すもので、実施工事仕様の詳細についてはすべて監督員の指示、承認を受ける。

修理範囲、および、修理仕様は基本的には設計図書によるが、現場の状況や解体調査結果により変更する場合がある。変更部分の実績精算の対象とする。

施工中随時係員による調査記録が行われるので充分これに協力する。

2. 一般注意事項

(1) 請負者は、主任技術者又は木工事に従事する木工技能者が、下記の何れかに該当すること

① 国・県指定文化財(建造物)、亀山市指定文化財(建造物)、及び伝統的建造物群保存地区における伝統的建造物の修理等の実績を有する者

② 三重県が開催した「歴史的・文化的資産保全活用推進員養成講座(文化資産コース・歴史的建築コース)」を修了した者

③ 上記に相当する文化財建造物に対する知識及び技能を有すると判断される者

なお、上記を証明する記録を事前に提出すること。

(2) 工事使用材料は、見本品又はカタログなどを提出の上、監督員の承諾を得ること。

(3) 部材を取り替える必要のある箇所については、監督員と協議して決定し、文化財としての価値を毀損することのないよう十分留意すること。

(4) 本工事に起因する安全対策について十分配慮し、事前協議を行い、対策を講ずること。

(5) 本工事において施工上、設備上必要欠くべからざる事項は、協議の上、設計書及び仕様書に記載なき場合でも本工事に含むこととする。

(6) 廃材処理については、建設物副産物適正処理推進要綱等に基づき適正に処理すること。

(7) その他については、亀山市工事執行規則、亀山市会計規則及び亀山市契約規則に従うこと。

3. 共通事項

この特記事項以外は下記の最新版に準拠する。但し改修部分で監督員が適用することが不適切であると判断した場合は監督員の指示による。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成22年度版

// 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)平成22年度版

// 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成22年度

// 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成22年度

// 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)平成22年度

// 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)平成22年度

// 木造建築工事標準仕様書平成16年度版

// 建築物解体工事共通仕様書・同解説平成18年度版

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築工事標準詳細図 平成17年度版

国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修

公共建築設工事標準図(電気設備工事編)平成22年度版

国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修

公共建築設工事標準図(機械設備工事編)平成22年度版

国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課営繕環境対策室監修

建築工事における建設副産物管理マニュアル・同解説平成18年度

三重県公共工事共通仕様書(平成21年7月制定)

4. 設計図書の疑義（質問）

設計図書に関する疑義は原則として、入札執行前に質疑書の提出によって確かめるものとする。

設計書の数量は参考値ですので現地調査し設計図書の照査を行い監督員の確認を受けて施工すること。建築基準法、消防法等関係法令上及び構造上、意匠上欠くべからざる事項は本工事に含むものとする。

5. 官公署その他への手続き

工事の施工に必要な官公署その他への手続きは、請負者の責任において行うものとする。

再生資源利用計画書及び再生資源利用実施書等提出すること。

建築物の 80 m²以上の解体工事、500 m²以上の建築物の新築・増築工事、契約金額が 1 億円以上の建築物の修繕・模様替又は契約金額が 500 万円以上の工作物に関する工事を行う場合は工事着手 7 日までに通知書を提出しなければならない。

6. 発生材の処理

引渡しを要するものは、監督員の指定する場所に整理し、リストを作成し管理者へ引き渡す。

引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法令等に従い、適切に処理する。

事前に建設廃棄物処分計画書、再生資源利用計画書を提出すること。

7. 環境対策（ISO14001 対応）

物品及び労務の供給又は請負業務並びに委託業務の実践にあたっては、下記の事項に遵守いただきますようお願いいたします。

記

①各種の作業を実施されるにあたっては、電気、水の節水、アイドリングストップなど省エネ、省資源に努めていただくこと。

②各種に作業を実施されるにあたっては、環境に配慮し、建設廃棄物の発生量の抑制並びに再利用、減量化に努めていただくこと。

③物品については、環境にやさしい商品を選定していただくこと。

（三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品、エコマーク製品等）

建築指導課環境配慮建設資材（再生加熱アスファルト混合物、再生クラッシュラン）

緊急時（機械等からの油の流出等）処置方法を施工計画に入れること。

8. シックハウス対策

仕上げ材料等については発散速度 5 μg/m²h 以下（F☆☆☆☆）を使用すること。適合材がなくどうしても第三種（F☆☆☆）及び第二種（F☆☆）ホルムアルデヒド発散建築材料を使用する場合は監督員と協議すること。

9. 石綿障害予防

石綿障害予防規則における成形板等の飛散しにくい建材の解体に係る関係条項で、建築物又は工作物の解体、破砕等の作業を行うときは、あらかじめ、当該建築物又は工作物について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。ただし、調査を行ったにもかかわらず、石綿等の使用の有無が明らかにならなかったときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない、分析による費用及び調査する工期については監督員と協議するものとする。また、石綿等を解体等の作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用、特別の教育を請負者が実施する場合の費用についても協議することとする。

石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を行うときは、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

10. 施工計画

施工に先立ち、全体工程表、仮設計画書、現場代理人、主任技術者選定届、その他監督員の求める書類を提出し承認を受ける。

1 1. 報告書

月間工程表、工事日報、打ち合せ記録、月間工事報告書、工事写真（ネガ共、ネガアルバムにベタ焼きを貼付）、その他係員の求める書類は速やかに提出する。

月間工事報告書は、月末締めのみ月間工事内容一覧表、工事進捗状況報告書、主要工事施工写真（4～6枚）をA4判に綴り、翌月10日までに提出する。

1 2. 記録

工事写真

工事着手に先立ち、敷地及び周辺の道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。

黒板に所定事項を明記し工事の進捗状況を撮影記録すると共に、特に施工後、隠蔽又は埋設される部分は被写体に幅広テープを添えて撮影すること。

撮影は国土交通大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方」に準じて行うものとする。

完成写真の提出部数は2部、工事写真は1部とする。

デジタル工事写真でも可とする、その場合は電子媒体でも1部提出すること。

提出書類

工事施工に関し必要なものを別途指示する。

完成図書、工事管理記録等は出来る限り電子データ化し別途提出すること。

工事中の連絡調整・検査立会い記録は書面で残すこと。

その他

安全管理（協議会記録、パトロール記録、安全教育）資料を整備し監督員が提示を求めたときは提出すること。

品質管理、工程管理、出来形管理等の自社管理基準を定め完成時に管理状況がわかる資料を提出すること。

1 3. 完成図書等

工事完了前に次の図書を作成し提出する。

完成図（竣工図原図）、完成図の2つ折り製本1部、施工図の2つ折り製本1部

電子納品できるものは別に提出すること。

1 4. その他

工事中の安全管理を充分にする。特に防火管理については消火器・水バケツを備え、現場内は禁煙とする。

竣工引渡前には充分に後片付け・清掃・整地を施す。

工事請負金額が500万円以上の場合はCORINSに契約後10日以内に登録し工事カルテの写しを監督員へ提出すること。

緊急時（機械等からの油の流出等）処置方法及び緊急連絡体制を明確にし施工計画に入れること。

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この時期を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。

特記事項

枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立、解体及び変更の作業は、「手すり先行による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置方法又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

第2章 仮設工事

1. 足場

外部足場は枠組本足場、単管足場（以上防炎シート掛）、および、脚立足場とし、内部足場は単管棚足場、および、脚立足場とする。

石垣に掛かる外部足場については安全に充分留意するとともに、石垣に損傷を与えないように細心の注意を払い施工すること。

2. 素屋根

単管組立のうえ波形亜鉛鍍鉄板張、一部透明波形樹脂板張とする。建屋屋根面よりH=1.0M程度とする。

3. 水盛・遺方

基準通芯、レベルは係員の指示による。主要墨出は係員の承認を受ける。

4. 養生

各部材、および、既設部位を損傷しないために充分な養生を施す。特に床面の養生は細心の注意を払い施工する

5. 清掃・片付

各工程ごとに充分清掃すること。特に見隠れ部分は丁寧に施工する。

6. 焼印

取替部材見隠部には修理年号を記した刻印を押す。文字は「平成二十三年修理新補材」とし、大きさは33*70程度とする。

第3章 解体工事

1. 調査

解体前、および、解体工事中に実測調査、写真撮影、痕跡調査、資料調査を行ない、諸記録をとるので、施工者はこれに充分協力する。

2. 番付

解体材には解体前、または、解体工事中に、各部材毎に木製の番付札を取付け、礎石等の石材には見隠部に布テープ貼等を施し番付を付す。

3. 養生

既設部材は損傷なきよう充分留意すること。垂直養生は防炎シート掛とする。

4. 解体

解体範囲、解体手順は係員の指示による。

5. 解体部材保存

取外し部材は、係員の指示により部屋別・部位別等に区分し、必要に応じて下小屋に格納する。各部材は、地表面に防湿シートを敷いたうえ、枕木等で地表より30cm以上あげ保存する。また、汚損等ないよう取扱には充分注意する。

6. 廃棄

係員の承認なしに一切の部材を破棄しない。係員の承認を受けた不用材は、指定の場所に処分する。

第4章 基礎工事

1. 束石

床束下の束石は自然石とする。充分搗き固めのうえ据え付ける。

2. 差石

框下には自然石を差し入れる。

2. 石積

戸口前の踏み込みは三和土仕上げとし、周囲を石積みとする。

第5章 木 工事

1. 部材

当初材はつとめて再用する。

新補材は既設材と同種材、旧形状とする。また、十分な乾燥材でくるい、ひび割等ない材料とし、係員の材料検査を受ける。特に板材は乾燥養生を充分に行う。なお、新補材については三重県産材の使用に努めること。

2. 繕い

取替え、補足部位は係員の承認を受ける。繕い修理に際しては当初の仕口や墨書などの、痕跡を消滅しないように努める。不用の穴、および、仕口の見掛り部、腐朽部等は埋木、矧木等により繕う。雨水のしみはアンモニアにてしみ抜きを施す。一般のしみについては苛性ソーダ2ー3滴／1Lの水でしみ抜きを施す。

3. 補強

構造上不完全と認められる部分は添木、金物等による補強処置を施す。

施工方法については係員の承認を受ける。金物等で補強する場合は現場指示による。

4. 新材加工

継手・仕口は在来通りとし、カンナ仕上面については、最終仕上は必ず手カンナ仕上とする。

5. 組立

旧状工法を踏襲する。組立手順は係員の承認を受ける。

6. 不陸直し

土台取替え、柱根継ぎに際し建屋の水平垂直補正を行う。水平調整は盤木、鉛板、根継ぎ長さ等による。

7. 釘、金物

使用金物は、係員の承認を受ける。釘打は手打とする。

8. 小屋組

桔木を含む小屋組内の修理仕様については解体結果により決定する。

第6章 屋根工事

1. 瓦葺

既設棧瓦は瓦下ろしのうえ処分とし、本瓦にて葺き替える。鬼瓦等の既設役瓦は、取り外しの上再用、不再用に分類する。再用瓦はすべてタワシで水洗いして充分乾燥を図ったのち、係員の指定する場所に、シート養生のうえ保管する。不再用瓦の処理は係員の指示による。

下葺は杉皮葺とし、間隔605mm内外で土留棧を垂木に釘打する。

葺土は粘土に石灰、藁朶と水を混ぜ、充分練返した後20日以上ねかせ置き、使用前に再度藁朶を入れて練返して使用する。葺立はベタ葺きとする。軒丸瓦は各1枚毎に、丸瓦は5枚毎にそれぞれ銅釘で緊結し、各面とも重ね面をなじみよく合わせ、順次葺上げる。

熨斗積は、旧状にならない棟積緊結は18番銅線千鳥巻きとする。

2. 役瓦

役瓦は取り外し後調査のうえ再用・不再用を決定する。

第7章 鋳金工事

1. 谷樋

カーボステンレス鋼板加工とする。

第8章 左官工事

1. 下地

壁の下地は竹小舞とし、仕様は旧状にならう。部分修理の場合の竹小舞は既設と30cm以上重ね継ぎする。荒壁は夾雑物のない良質粘土に、解体土壁を混入し、藁朶を入れてよく切返し、相当期間ねかせたものとする。壁付けは小舞に十分摺込み塗上げる。

2. 中塗

荒壁の充分な乾燥を待って施工する。

散り際は散りじゃくり、ひげ子、布連打等により散り切れを防止する。仕上げ塗直し部分は仕上げを搔落しのうえ、下地調整、および、中塗修理を施す。

3. 漆喰塗

角又のりを用い、麻朶を叩き細かに散らし、石灰と練り合わせた本漆喰塗とする。見本塗により係員の承認を受ける。

第9章 建具工事

1. 材料

良く乾燥し、狂いのない材を使用する。

2. 補修

建具の腐朽、破損部は埋木、矧木等による修理を施し、出来る限り再用とする。

再用建具はすべて建て込み調整を行う。

3. 新補

建具は全て新補とする。組手、仕口等は係員の指示に依る。製作図を提出し、係員の承認を受ける。

4. 金物

建具金物は係員の承認を受ける。

第10章 塗装工事

1. 古色仕上

新補木材は見掛け部に、キシラデコールまたは同等品による古色仕上げを施す。色合せのうえ、周りと調和した仕上げで3回塗とする。

第11章 その他工事

1. 出入口石段

出入口前には周囲を野面石で石積し、三和土仕上げの石段を設ける。

2. 川砂利

建物周囲は川砂利とする。

第12章 給排水設備工事

1. 散水栓 本設備は、消防法に準拠し、配管、機器の取付け調整の一切を施工する。
消火栓 使用機器は承認図を作成し、係員の承認を得る。

2. 指定資材

本工事に使用する資材、および、機器はJ I S等の規格に適合したものを使用する。また、メーカーリストについては係員の承認を受ける。

第13章 電気設備工事

1. 電灯コンセント設備

本設備は、配管配線、機器の取付け調整の一切を施工する。使用機器は承認図を作成し、係員の承認を得る。

2. 指定資材

本工事に使用する資材、および、機器はJ I S等の規格に適合したものを使用する。また、メーカーリストについては係員の承認を受ける。

第14章 自動火災報知設備工事

1. 自動火災報知

本設備は、消防法に準拠し、配管配線、機器の取付け調整の一切を施工する。使用機器は承認図を作成し、係員の承認を得る。

2. 指定資材

本工事に使用する資材、および、機器はJIS等の規格に適合したものを使用する。また、メーカーリストについては係員の承認を受ける。

明示項目	明示事項		条件及び内容	
残土・産業廃棄物関係	<input checked="" type="checkbox"/> 残土処分（自由処分） <input type="checkbox"/> 残土処分（指定処分・他工事流用） <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり <input checked="" type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 残土処分（指定処分・他工事流用） <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 残土処分地（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input checked="" type="checkbox"/> 別添協議 <input type="checkbox"/> その他（ ））運搬距離 km <input type="checkbox"/> 処分地の処理条件あり（ <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類（ <input type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input checked="" type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地（ <input type="checkbox"/> 再生処分場（ ）） <input type="checkbox"/> 最終処分場（ ） <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別添協議） 運搬距離 km <input checked="" type="checkbox"/> 処分地での処理費（ <input type="checkbox"/> 計上あり（ <input type="checkbox"/> 処理費 <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> 被覆土） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 処分場の受け入れ条件（ ） <input checked="" type="checkbox"/> マニフェスト <input type="checkbox"/> その他（ ）	 <input type="checkbox"/> その他（ ）

亀山市建築工事提出書類

- ・ 施工計画書（100万円未満不要、100万円以上 簡易、500万円以上必要）
- ・ 工事着工届
- ・ 現場代理人等選任通知（現場代理人経歴書及び主任技術者経歴書、免許書写し、卒業証明書*のいずれか*。兼務可 専任管理技術者 4500万円以上）
- ・ 契約用工程表
- ・ CORINS 登録写し（①500万円以上 簡易、②2500万円以上 契約後 10日以内に登録）
- ・ 実施工程表（監督員と協議後、作成提出）3部
- ・ 建設業退職金共済制度の証紙の購入領収書等
- ・ 部分下請負通知書または施工体制台帳（4500万円以上）（下請け契約台帳、再下請け契約届出書、施行体系図）
- ・ 諸官庁手続控・副本（リサイクル法、労基法、水道電力申込、道路等許可申請等）
- ・ 火災保険証券、労災保険成立証明書写し
- ・ 使用材料届（主要材料） 比較表（単価、性能等）
- ・ 仕様書及び試験成績書、コンクリート配合書
- ・ 施工図及び製作図
- ・ 出荷証明及び出荷伝票、納品書
- ・ 保証書（〔防水〕 請負者、下請業者、メーカー連名〔機器〕 メーカー）
- ・ マニフェスト写し（原本確認後コピー提出）
- ・ 再生資源利用計画書及び再生資源利用実績書（データ入力共）
- ・ 日報（任意書式）
- ・ 休日作業届（任意書式）
- ・ 工事休止届（任意書式）
- ・ 月報（工事履行状況報告書 A4 サイズ 2部を毎月 25日提出、完成月は報告書を完成日付けで提出）
- ・ 出来形報告書、施行管理資料（任意書式）（試験及び検査報告書共）
- ・ 安全管理報告書
- ・ 品質管理表
- ・ 工事打ち合せ簿、協議書
- ・ 社内検査報告書（任意書式）
- ・ 竣工図及び完成図（製本または A4 折）
- ・ 取扱い説明書（コピー 原本は担当課）
- ・ 工事写真（着工前～各工程～完成）1部
- ・ 工事完成報告書
- ・ 完成写真 2部
- ・ 各リスト表（納入、鍵、予備品、未納入など）

完成検査後

- ・ 工事完成報告書
- ・ 検査写真（完成検査時撮影後、ファイル入り 2部提出 鏡）
- ・ 目的物引渡書
- ・ 請求書（任意書式） ※提出書類は 2部を原則とし、該当部分のみ提出とする。